

社会福祉関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は次の各号に定める団体の運営及び活動を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 内職友の会
- (2) 戦没者遺族会
- (3) 献血推進実行委員会

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 内職友の会に対する補助金の交付対象となる経費は、団体の運営及び施設管理並びに内職者の研修及び福利厚生に要する経費とし、補助金の額は予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 戦没者遺族会に対する補助金の交付対象となる経費は、弔慰事業と戦没者の遺族に対する福祉事業に要する経費とし、補助金の額は当該経費の2分の1以内とする。

3 献血推進実行委員会に対する補助金の交付対象となる経費は、献血推進活動に要する経費とし、補助金の額は当該経費の2分の1以内とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則様式第1号による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（規則様式第2号）
- (2) 補助を受けようとする事業又は団体の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、規則様式第4号による補助金等交付決定通知書を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 5 条 補助金等の交付を申請した者は、前条の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業終了報告)

第 7 条 補助事業者は、補助事業完了後、規則様式第 7 号による事業終了報告書に次の関係書類を添えて、1 ヶ月以内または 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 (規則様式第 2 号)
- (2) 事業又は団体の収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の確定通知)

第 8 条 市長は、前条の規定による事業の終了報告書を受理したときは、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、規則様式第 8 号による補助金等確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の請求及び交付)

第 9 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書 (別記様式第 1 号) により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第 10 条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金等の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補

助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第11条 補助事業の性質上、市長が特に必要と認めたときは、第9条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする場合には、概算交付請求書（別記様式第2号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写
- (2) 概算交付請求書（様式第2号）
- (3) 概算交付を必要とする理由書

(補助金等の交付取消等)

第12条 補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金等の交付決定又は確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金又は団体の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金)

第14条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第15条を準用する。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後はその限りでない。

- (1) 不動産及びその備品等
- (2) その他市長の定めるもの

附 則

- 1 この要綱は平成 21 年 5 月 26 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に交付又は交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

長岡京市長

住所
団体名
代表者氏名

補助金交付請求書

年月日付にて別紙の通り交付確定の通知を受けましたので、社会福祉関係団体補助金交付要綱第 9 条第 1 項に基づき、下記の通り請求します。

記		
1 請求額 [(ア) - (イ)]	金	円
(ア) 交付確定額	金	円
(イ) 概算交付済額	金	円
2 関係書類	・補助金交付確定通知書の写し	

年 月 日

長岡京市長

住 所
団 体 名
代表者名

概算交付請求書

社会福祉関係団体補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金事業名
- 2 今回請求額 金 円
- 3 請求内訳

交 付 決 定 額	前 回 ま で の 受 入 済 額	今 回 請 求 額	今 後 請 求 見 込 額
円	円	円	円

- 4 概算請求の理由

※補助金交付決定通知書の写しを添付のこと。